

滋賀県奨学資金の予約募集を実施します

滋賀県教育委員会

滋賀県では、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒の皆さんに、奨学資金の貸与を行っています。このたび、令和9年(2027年)4月に高等学校等へ進学予定の方を対象に奨学資金の予約募集を実施します。

◆貸与の主な要件

- 高等学校等に在学する者
- 経済的な理由により、修学することが困難な者(所得基準あり)
- 保護者(親権者または未成年後見人)が県内に居住する者
- 条例、規則に定める奨学金等の貸与または給付を受けていない者

◆貸与額・返還等

区分		自宅通学者	自宅外通学者
奨 学 金 (月額)	国公立	18,000円	23,000円
	私立	30,000円	35,000円
入学資金 (入学時のみ)	基本額	50,000円(国公立、私立の別はありません)	
	私立加算	入学金相当額(限度額 150,000円) ※私立のみ	
電子計算機購入資金 (1回のみ)	限度額 150,000円 (学校の授業等で使用するタブレット端末やパソコンの購入等に要する費用相当額) ※電子計算機購入資金のみの貸与も可能です。		
申請時期	令和8年9月中(各中学校等の期限までにお申込みください。)		
貸与期間	年3回(入学資金は、最初の奨学金の貸与と併せて貸与。電子計算機購入資金は決定後、随時貸与。)		
利率	無利子(正当な理由なく返還を遅延したときは、遅延利息が課されます。)		
返還期間	貸与期間終了後、6か月を経過したときから10年以内(最長120回の月賦) ※在学期間中等は、申請により返還猶予可能。		
返還方法	月賦、半年賦または年賦での返還方法による均等返還。(繰上返還可能)		
返還を滞納した場合	返還すべき額に年10.75%の割合の延滞利息が課されます。 貸付金の一括返還を請求し、法的手続きを行うことがあります。		

◆留意事項

- ※ 滋賀県奨学資金は、貸付金です。**貸与終了後は、全額を返還する必要があります。**
お申し込みの際は、返還する時のことも十分検討の上、お申し込みください。
なお、返還された奨学資金は、後輩生徒の皆さんの奨学資金に活用されます。
- ※ 申請にあたっては、連帯保証人(保護者1名)が必要です。
- ※ 予約募集の審査結果は、12月中旬頃(予定)に在学する中学校を通じてお知らせします。
- ※ 予約募集で奨学資金の貸与の対象と認められた場合、奨学資金の貸与決定は、高等学校等入学後になります。
高等学校等入学後、改めて申請書等を提出いただきます。(滋賀県議会において令和9年度予算が成立することが前提となります。)
- ※ 奨学資金は、予算の範囲内で貸与しますので、今回の予約募集で貸与の対象と認められた場合であっても、来年度の奨学資金の貸与を確約するものではありません。また、毎年度、世帯の収入状況等貸与要件を満たしているかを確認し、貸与継続の可否を判定しますので、卒業までの貸与が確約されるものではありません。
- ※ 今回の申請で貸与の対象と認められた場合であっても、予約募集時と事情が異なった場合(貸与要件を満たさなくなった場合等)は、奨学資金の貸与額を変更したり、貸与を行わないことがあります。

◆お問い合わせ

制度の内容については滋賀県教育委員会(077-528-4587)へ、申請の申し出については在学する学校へお問合せください。